

保育所の設置認可について

概要	設置者名	株式会社ニチイ学館										
	名称	ニチイキッズひろおもて保育園										
	位置	秋田市広面字堤敷73-1										
	事業開始予定	平成29年7月1日										
	土地状況	面積	306.87 m <sup>2</sup>			所有形態	賃借契約	所有者	個人			
	建物状況	建築面積	306.87 m <sup>2</sup>			延床面積	306.87 m <sup>2</sup>		構造	鉄骨平屋建て		
		補助金	なし			所有形態	賃借契約	所有者	個人			
	保育時間	標準時間	7:00~18:00					短時間	8:30~16:30			
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
	定員	5	5	6	8	8	8	40	定員20人以上			
現員	-	-	-	-	-	-	-					
設備	乳児室	改築中	1階		24.63 m <sup>2</sup>		0・1歳	10人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 33.00 m <sup>2</sup> 以上				
	ほふく室	改築中	1階		16.50 m <sup>2</sup>							
	小計	計		41.13 m <sup>2</sup>		乳児室又はほふく室		33.00 m <sup>2</sup> 以上				
	保育室	改築中	1階		76.98 m <sup>2</sup>		2歳以上	30人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 59.40 m <sup>2</sup> 以上				
	遊戯室			階				2歳以上	人 × 1.98 m <sup>2</sup> = 0.00 m <sup>2</sup> 以上			
	小計	計		76.98 m <sup>2</sup>		保育室又は遊戯室		59.40 m <sup>2</sup> 以上				
	調理室	改築中					要					
	便所	改築中			大:5、小:2		要					
	医務室	改築中					要					
	調乳室等	改築中					要 乳児を入所させる場合に設置					
	沐浴室等	改築中					要 3歳未満児を入所させる場合に設置					
	2階保育に室等設置を	避難用設備					避難用設備を設けなければならない					
		耐火性					耐火建築物又は準耐火建築物					
		転落事故防止設備					転落防止設備を設置					
屋外遊戯場		無			m <sup>2</sup>		2歳以上	30人 × 3.30 m <sup>2</sup> = 99.00 m <sup>2</sup> 以上				
	場所	代替地対応 (250m)				満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊技場に代えることができる。)						
	代替地	広面堤敷児童遊園地(176.16m <sup>2</sup> )										
保育用具	有	ピアノ、楽器類、椅子・机、積木、絵本		保育室等には保育に必要な用具を備えつけること								
職員	所長	1人										
	保育士	採用予定	8人	0歳	5人 ÷ 3人 = 1.6人							
				1・2歳	11人 ÷ 6人 = 1.8人							
				3歳	8人 ÷ 20人 = 0.4人							
				4・5歳	16人 ÷ 30人 = 0.5人							
				年齢別配置基準		4人						
				加配	定員90人以下の場合1人加配		1.0人					
	標準時間児を受け入れる場合1人加配		1.0人									
		非常勤保育士		0.5人								
	調理員	2人										
事務職員	0人											
嘱託医	(小児科)		1人		40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人(うち1人非常勤)							
	(歯科)		1人									
所長が事務を執る場合は不要												

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	20年契約を締結予定
	保育所を経営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）		残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	全国117か所の保育施設の運営実績
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	運営委員会を設置予定
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。          保育所、放課後児童クラブ等の育児関連施設のほか、福祉・医療分野で幅広く運営実績を有する。          保育分野では待機児童の多い大都市圏を中心に保育所・小規模保育事業所を開設してきた。</p>		